# 保育認定の利用者負担額について

※年齢は4月1日時点での年齢で区分され、当該年度末までの適用となります。

大東市

市基準額(月額:円)

陇居区公		3歳未満児(0~2歳児クラス)		
	階層区分	標準時間	短時間	
А	生活保護世帯	0	0	
В	市民税非課税	0	0	
C1	所得割非課税	9,800	9,600	
C2	所得割課税額 48,600 円未満	11,700	11,500	
C3	48,600 円以上 60,700 円未満	15,000	14,700	
C4	60,700 円以上 72,800 円未満	18,000	17,700	
C5	72,800 円以上 84,900 円未満	21,000	20,600	
C6	84,900 円以上 97,000 円未満	24,000	23,600	
C7	97,000 円以上 115,000 円未満	26,700	26,200	
C8	115,000 円以上 133,000 円未満	31,200	30,700	
C9	133,000 円以上 151,000 円未満	33,400	32,800	
C10	151,000 円以上 169,000 円未満	35,600	35,000	
C11	169,000 円以上 202,000 円未満	39,700	39,000	
C12	202,000 円以上 235,000 円未満	42,700	42,000	
C13	235,000 円以上 268,000 円未満	45,800	45,000	
C14	268,000 円以上 301,000 円未満	48,800	48,000	
C15	301,000 円以上 349,000 円未満	56,000	55,000	
C16	349,000 円以上 397,000 円未満	64,000	62,900	
C17	397,000 円以上	67,600	66,500	

- 1. 3歳児(クラス年齢)以上に係る利用者負担額は、無償(O円)となります。
- 2. <u>保護者の市町村民税所得割課税額等の合算額</u>(住宅借入金控除、寄付金控除(ふるさと納税を含む)、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除等の税額控除を行う前の額)で<u>利用</u>者負担額を決定します。
- 3. <u>保護者の方全員が非課税で、同居する祖父母の年収が300万円以上ある場合は、祖父母の市町村</u> 民税所得割課税額等で利用者負担額を決定する場合があります。
- 4. 利用者負担額の他に、行事費、日用品費等の実費負担があります。

# 1. 利用者負担額(保育料)の算定の基準について

算定期間	4月分から8月分までの利用者負担額	9月分から翌年3月分までの利用者負担額
算定根拠	<u>前年度</u> の市町村民税所得割額で算定	<u>当該年度</u> の市町村民税所得割額で算定

<sup>※</sup> 未申告等により市民税所得割課税額等が確認できない場合は、表における最高額で決定します。

### 2. 利用者負担額(保育料)の軽減について

#### (1) ひとり親世帯等について

- 市町村民税所得割課税額が77,101円未満のひとり親世帯等については、1人目の利用者負担額が半額(ただし、利用者負担額の半額が9,000円を超える場合は9,000円)に、2人目以降の利用者負担額が無料になります。(※1人目、2人目などの判定方法は下記(2)の表①市町村民税所得割課税額が57,700円未満の世帯と同じになります。)
- ・婚姻歴のない未婚のひとり親家庭について、寡婦(夫)控除のみなし適用を行い、利用者負担額(保育料)を算定できる場合があります。詳しくは下記の問い合わせ先までご連絡ください。

# (2) 多子世帯について (下記表参照)

多子世帯については、2人目の利用者負担額が半額に、3人目以降の利用者負担額が無料になります。 1人目、2人目などの判定方法は世帯の市町村民税所得割課税額によって次のとおりとなります。

① 市民税所得割額が 57,700 円未満の世帯	② 市民税所得割額が 57,700 円以上の世帯
生計を一にする兄弟姉妹の中で判定 (※兄弟姉妹の保育施設等の利用の有無や年齢に関係なく判定します。) 例)4人兄弟(11歳、5歳、3歳、1歳)の場合 ①11歳児 ⇒1人目として判定 ②5歳児(在園児)⇒2人目として判定(無料) ③2歳児(在園児)⇒3人目として判定(無料) ④1歳児(在園児)⇒4人目として判定(無料)	保育施設等の利用者の中で判定 (※兄弟の保育施設等の利用の有無で判定します。) 例) 4人兄弟(11歳、5歳、3歳、1歳)の場合 ①11歳児 ⇒判定の対象となりません。 ②5歳児(在園児)⇒1人目として判定(無料) ③2歳児(在園児)⇒2人目として判定(半額) ④1歳児(在園児)⇒3人目として判定(無料)

<sup>※「</sup>生計を一にする」には、同居している場合だけでなく、常に生活費や学資金等の送金が行われている別居の場合も含まれます。別居している方を対象に加えるには、別途手続きが必要となりますので、下記の問い合わせ先までご連絡ください。
※保育施設等には、認可外保育施設は含まれません。

# 3. 利用者負担額(保育料)の変更について(以下の場合に変更となることがあります。)

- 税の修正申告や世帯状況等に変更(入籍、離婚、祖父母との同居や別居等)があった場合
- ※ 利用者負担額の変更等については、必ず届出等が必要となりますので、該当される場合は、保育 幼稚園グループの窓口へご相談ください。
- ※ 利用者負担額の変更については年度内に限ります。過年度にわたる利用者負担額の変更・還付は できませんので、ご注意ください。

# 4. 利用者負担額(保育料)の納入先・納入方法および納期限について

TO BE THE STATE OF					
	納入先	納入方法	納期限		
保育所(園)	市	口座振替もしくは納付書	毎月末(月末が金融機関休業日の場合は 翌営業日)※12月、3月は25日		
認定こども園 小規模保育施設	各施設	各施設が定める方法による	各施設による		

その他、ご不明な点がありましたら、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

大東市福祉・子ども部こども家庭室保育幼稚園グループ TEL:072-870-0474